

第 208 回内水面漁場管理委員会

1 日 時 平成 23 年 11 月 24 日（木） 午後 1 時 30 分から

2 場 所 長野市 ホテル信濃路

3 出席者

○漁場管理委員 11 名

漁業者代表：三枝守、近藤政雄、藤森寛治

採捕者代表：名取清、小澤哲、田中経人

学識経験者：沖野外輝夫、桐生透、片野修、平林公男、竹原文子

○事務局

小林書記長他 3 名

4 会議事項

(1) 遊漁規則の一部改正について

(2) 野尻湖におけるオオクチバス等の再放流禁止指示の解除について

会長挨拶 議事に入る。

沖野会長 最初に、議事録署名委員の指名をさせていただきます。今日は田中委員、竹原委員にお願いしたいと思います。よろしくお願ひします。それでは続きまして、議事(2)の「遊漁規則の一部改正について」、野尻湖漁協から変更認可申請が提出されています。それでは事務局説明をお願いします。

事務局 (資料 1-1, 1-2 により説明)

沖野会長 はい、ありがとうございました。それでは今の説明に何かご質問ありますでしょうか。変更点は、(承認期間 1 日の) 遊漁料 525 円を 600 円に、現場付加金を新たに 400 円設定したいということです。いかがでしょう。はい、三枝さん。

三枝委員 ちょっと確認のために聞きたいんだけど、資料 1-1 の様式第 4 号の遊漁承認証ってというのがありますが、この中で遊漁料 600 円と現場付加金 400 円が一緒になって 1,000 円という、うち(犀川漁協)の方では別に発行しているのですが、こういう遊漁承認証の発行がいいのかどうか。

沖野会長 事務局いかがですか。

事務局 これは遊漁承認証(現場売) 1 日券となっております、別に様式第 1 号で遊漁承

認証（1日券）がありますので、これ（追加様式）は、現場売り専用の様式ということで御理解いただければいいかと思えます。

三枝委員 そうするとこの1日券の遊漁料と現場付加金を足した1枚の様式で現場売りは対応できるという解釈でいいわけですか。

事務局 はい。下の方に内訳を書いていますので、いいと考えます。

沖野会長 はい、近藤さん。

近藤委員 今、現場売りの関係で漁連（長野県漁業協同組合連合会）内部で、統計資料を作ろうと思っているんですが、その中で現場売りの中身と遊漁料が一緒になって出てきている組合とそうでない組合がありまして、統計資料を作るのに苦慮しています。現場付加金がどのくらいあったんだろうというのが、つかみきれない漁協があります。それが今回の様式のように、一緒になってしまうと、1,000円を600円と400円に分けた整理をしていかないと、全体の統計資料を作るのに煩雑になってしまうのですが、（県で）収入の内訳を細かに指導していくお考えはあるのでしょうか。

沖野会長 はい、事務局いかがでしょう。

事務局 確かに漁協毎に現場付加金の取り扱いがバラバラになっているようですので、その取り扱い（指導）については、検討させていただきたいと思えます。

沖野会長 よろしいでしょうか。他にいかがでしょうか。はい、片野さん。

片野委員 遊漁料は漁協が決めればいいと思うので、金額はいいんですが、理由のところで、遊漁者の減少とあるんですが、減少していませんよね。理由はおかしいですね。

沖野会長 その辺はどうですかね。

事務局 資料に記載ありますのは、遊漁料日釣り券、年釣り券の枚数なんですけれども、収入金額でいきますと、平成20年をピークに減少傾向にあります。また、端数の関係なんですけど、消費税の免税業者が3,000万円から1,000万円になったことに伴い525円になったわけですが、今回、自動販売機を設置すること、また、徴収の利便性といった面からこの金額にしたと聞いております。

沖野会長 はい、片野さん。

片野委員 遊漁料収入が減少傾向にあるのが、資料では全然分からないと言っているんで

す。ほとんど変わらないですよ。今おっしゃった減少傾向にあるというのは、何を根拠に言っているのか説明してください。

事務局 減少傾向というのは、20年、21年、22年のことを言っており、その前の年はみておりません。

沖野会長 片野さんのおっしゃるのは、資料の17年からの売上枚数をみて、全体としては横ばいで、減少傾向はみられないということですね。他にありますか。桐生さん。

桐生委員 遊漁料を算定する際には収入だけではなくて、経費がありますよね。増殖経費と遊漁料収入の両方をみて金額が出てくるわけなんで、収入だけだと分からないですよ。増殖経費の方も一緒に考えて・・・。

事務局 おっしゃられるとおり、増殖経費についても遊漁料には関係してくるんですが、以前の（基準の）計算式により遊漁料を算定する方法を簡略化するというので、遊漁料の審査基準を設けましたので、今回基準内の金額でしたので、増殖経費の推移までは検討しておりません。

藤森委員 遊漁料について、平成20年を基準にみると平成22年は減っているが、出す表を20年からにしてもらえば減っていると分かるんですけど、17年を出してしまうと横ばいになってしまいますよね。

沖野会長 理由の最初を変えていただくよう漁協に指導いただくことで、承認するというので、事務局いかがでしょうか。はい、三枝さん。

三枝委員 変更理由の前段の文言で論議されているわけですが、その文言を抜きにして考えれば、遊漁料の審査基準の中には全部合っているわけです。今回の変更内容は、遊漁料の審査基準に適合しているので妥当ではないかと考えます。

沖野会長 その辺（変更理由の記載内容）のところは、事務局の方で手当していただけますでしょうかね。組合の方と・・・。

事務局 はい、組合の方に申請書の内容を見直していただいて出していただくようにします。

沖野会長 ご異存がなければ、金額の方については、この場で認めるということにしたいのですが・・・。はい、どうぞ竹原さん。

竹原委員 細かいことを言うようで申し訳ないんですけど、確かに20年、21年、22年は（遊漁券売上枚数は）減っているんですけど、来年もう1年（結果が）出てみると、実際に減っているのか、たまたまこの期間だけ減っているのか分からないんじ

やないかと思いますが・・・。基本的に遊漁料の改正、現場付加金については、妥当ではないかなと思っています。

沖野会長 変更理由書の書き方の問題で、たまたま6年間のデータが出ていると、「昨今の遊漁者の減少により遊漁料の落ち込み」という文章と合っていないので、その辺のところを野尻湖漁協と相談いただいて、実態に即した書き方をしていただきたいと思います。事務局の方でこれに対処していただけますか。

事務局 分かりました。変更理由につきましては事務局で調整します。調整しました内容については、会長にご覧いただき、了承を得るという手順で進めたいと思います。

沖野会長 それでは、(変更理由については)事務局に対応いただくということで、遊漁規則の一部改正については、ご異存がなければ認可して差し支えないと答申したいと思いますが、いかがでしょうか。

委員一同 異議なし。

沖野会長 どうもありがとうございました。変更認可して差し支えない旨答申します。それでは先に進めます。(3)の野尻湖におけるオオクチバス等の再放流禁止指示の解除について、事務局の方で説明をお願いします。

事務局 (資料2-1から4により説明)

沖野会長 どうもありがとうございました。資料4については少しおいてもらって、資料2-1から3-2について質疑を受けたいと思います。未だ、野尻湖漁協からは解除申請はされているわけではないのですが、申請される予定ということですので、事前に今までの経緯をよく知っておいて、(申請が出てきた場合に)どうするかというのが、今日の趣旨です。資料2-1のゴシックでは、(事務局が)野尻湖漁協に指示して、対処して変わったことが書かれています。例えば、(逸出防止施設の網目を)最小15mmから5mmに変更したこと、これが現状ということ。最初は15mmという指示だったのが、逸出があったりしたということで、5mmに変えたということですね。それから、施設の管理体制の点検頻度の毎週2回以上というところを毎日実施して、網を上げての総点検は、当面2ヶ月に1回以上やっているというのが現状です。それから、監視頻度ですが、目視監視は毎週2回以上という基準を毎日実施している。投網等での確認は毎月1回以上のところを毎月1~2回実施しているということです。それから、逸出魚があった場合の対応ですが、徹底した駆除に努めたということになっています。では、ご質問、ご意見があればいただきたいと思いますが、いかがでしょうか。はい、どうぞ平林さん。

平林委員 今回、7月の大雨で緊急放水時に湖から出てしまったということが1番問題

になるんだと思うんですけど、おそらくこれからも緊急放水時に対応せざる得ないことは当然考えられることなんで、この時にどういうふうに対応するかということを確認していただきたいんですけど。逃げてしまった後の対策は、徹底した駆除ということが書いてあるんですけど、緊急に放水しなければいけない時に何かできるような対応があれば、(基準に)入れてもらうことができるのか。いかがでしょうか。

沖野会長 事務局いかがでしょうか。

事務局 (河川) 占用許可の関係上、災害が深刻な場合は網を上げなければならない。しっかりした固定物として設置できないので、可動式の網ということで許可を得ていますので、そこまで(深刻な災害)に至った時は(逸出しても)しょうがないということになります。そういった場合は駆除をしっかりやってくださいということ以外にはないと考えています。

平林委員 そういう対応しかないということですね。緊急時には湖から出てしまうということを前提として、後はそういう時にどういう対応をするかと、できるだけ駆除に努めるということですね。

事務局 はい、そうです。

平林委員 はい、分かりました。

沖野会長 他にいかがでしょうか。はい、どうぞ片野さん。

片野委員 今、平林さんが言われたことと関連するんですけど、緊急放水時に網がどんな状態になっていたのかね。水量が増えるから水位が上がりますよね。水位が上がって網を越えてしまうことがあるのかとか、それだけ水量があるから網の下がめくれてしまったりとか、その辺が心配になりますね。その辺をしっかり記録なり観察なりをしっかりやってもらった方がいいんじゃないですかね。それによっては網のウエイトを増やすとか、高さをちょっと上げるとか対処できると思うんですよ。

沖野会長 今回はどうしたんでしょうね。大雨の緊急放水時に・・・。

事務局 特に操作等はしていません。水位が極端に上がるという状態ではなく、網を越えるというような状態ではなかったと(漁協に)聞いています。そうはいつでも、中に入って作業ができる水位ではないようでした。(漁協の)監視の記録がありますので、そちらの方を確認してみたいと思います。

片野委員 他にいかがでしょうか。この3年間でしたので、予測できなかったこともあるでしょうが、一応対処いただいたところですが・・・。他にご質問・・・。今回提出

しているのは、まだ申請がきていない状態ですが、期限が来年3月までで、申請が出てすぐこの会を開いて漁協に（新たな施設整備など）対処いただくことはできないので、今までの対応で、もう一期（3年間）申請を受けることができるかどうかということが、今日の審議の目的です。（申請が）出てくることは確か？

事務局 野尻湖漁協に聞きましたところ、期限が切れるので再申請したいという意向は確認しています。

沖野会長 その時に緊急時の対応、記録、観察の問題その辺のところも言っていただけるといいと思うんですけど。

事務局 2月までに申請が出てくると考えていますが、その時には、今まで施設や逸出魚の監視については、年度が終わった翌年度に報告ということでしたが、申請時にこれまでの全ての監視記録をつけて出していただくよう考えておりますので、その辺を確認して、その辺（緊急時の対応）のところを書いて出してもらおうと考えています。次回この会を2月に予定していますので、それに合わせて申請を出してもらいます。

沖野会長 今日は結論を未だ出さなくてもいいわけですね。

事務局 今日は審査基準を決めていただきたいということです。

沖野会長 前回の審査基準を改めて作り直すということではなく、今までどおり実施いただいていることを基本にやっていただく、その辺のところを確認していただければ、よろしいでしょうか。

委員一同 はい。

沖野会長 それでは、前回と同様の審査基準で確認するというところでよろしいですね。

事務局 審査基準は前回と同じもので審査しますということで、漁協の方には説明させていただきます。

沖野会長 よろしいでしょうか。その時に先ほどの緊急時の対応などの意見も出たということもお伝えください。

事務局 分かりました。伝えます。

沖野会長 はい、どうぞ。

近藤委員 目視の調査があるわけですけど、目視の内容についてはどうなんでしょうね。

通常上から見ただけでは、よくわからないだろうと思います。目視という中身についてどういう指導されるのか確認しておきたい。

事務局 正直いって難しいです。今年度調査の前に私も見ていますが、バスが出ているかどうか確認するのは難しいです。ただ、(野尻湖漁協に) ショッカーを買っていたので、ショッカーをかければより精度が高く確認できると思います。

片野委員 今の件で言えば、(目視でも) 大きいやつが、たまに浮いているとかは確認できますよね。だから意味がないわけではない。

沖野会長 それでは、この問題は2月に申請が上がってきた段階で審議すると・・・。

事務局 池尻川発電所の扱いについて、考え方を委員の皆様にご確認いただきたいのですが・・・。

沖野会長 資料4で説明いただきましたが、これからの課題なんですけれど、なにかご意見ありますでしょうか。はい、どうぞ。

平林委員 水の動きが思っていたのと違うということで、調査地点のH(池尻川発電所調整池下流)は、この調整池から水が出てくるだろうということで設けられていると思うんですけど、むしろ水を取る方になっていて、水が出てくるのはもっと下流の(新潟県妙高市)住吉の辺となるようなので、監視場所を検討した方がいいんじゃないかと思うんですが、そこら辺はいかがでしょうか。現場をご覧になって・・・。

事務局 調査地点のHも水の行き来があって、排水施設もあって、どういうふうに稼働しているか分からないので、監視の意味がないということではないんですが、重要度につきましては、今まで(の認識)よりずっと低いと言えると思います。他に調査地点をつくらなければいけないかということは、下流側発電所の状況などを見ないと、どこを選定するとか具体的にはなりませんけれども、変更の必要はあると考えております。

沖野会長 資料4につきましては、次回2月にもう1回ありますので、もし何かあれば事務局の方にでもお伝えいただければと・・・。よろしいでしょうか。

委員一同 はい。

沖野会長 他に委員の方から何か議事がありましたら。はい、田中さん。

田中委員 松本市の浅間温泉の上に美鈴湖という池がありまして、ヘラブナ釣りでも有名で、ヘラブナとブラックバスとブルーギルがいる池なんですけど、最近、池の底に水草が

増えてきて釣りに支障が出ていまして、会員の皆さんから是非その辺の対策をやらな
いかと……。考えられるとすれば、そこにソウギョを入れて草を退治することがで
きないかという話がありまして。そこで、ソウギョを入れることについての効果とか、
規制とかそういうことについて、どのくらい入れてどのくらいの効果があるかも含め
てお聞きできればと、よろしく申し上げます。

沖野会長 事務局の方で何か。

事務局 ソウギョを放流することについて、法的な規制はありません。手法の一つでは
あるということはあるかもしれませんが、野尻湖ではソウギョがいたために、水草
が減ってしまって生態系に影響を及ぼしているという問題もありますので……。美
鈴湖は農業用で、水の変動がかなりあって、昔はそれで水草が生えたりしなかったよ
うなんです、今は水の変動が少ないってことなんです。

田中委員 はい、そうです。

事務局 この件について、技術的な相談は水産試験場の方にさせていただければ、対応さ
せていただきます。

沖野会長 よろしいでしょうか。

田中委員 はい。

沖野会長 それでは、議事の方はこれでよろしいでしょうか。

委員一同 はい。

沖野会長 それでは、議事の方はこれで閉じさせていただきます。それでは、事務局の方
にお返しします。

(事務局からの情報提供等)

事務局 長時間にわたりご審議をいただき、ありがとうございました。これをもちまして
第 208 回長野県内水面漁場管理委員会を閉会とさせていただきます。本日は、ありが
とうございました。

議事録署名委員 田 中 経 人 ㊟

議事録署名委員 竹 原 文 子 ㊟